

大津市公共基準点管理保全要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における公共基準点の一般的な取扱いと管理保全に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共基準点 測量法(昭和24年法律第188号)第5条に規定する公共測量による基準点であつて、大津市公共測量作業規程(平成22年5月17日付国国地第127号)に基づき本市が設置した1級基準点、2級基準点、3級基準点及び4級基準点並びに街区基準点をいう。
- (2) 街区基準点 国土調査法(昭和26年法律第180号)第2条第1項に規定する国土調査として国土交通省が実施した都市再生街区基本調査により設置された街区三角点、街区多角点、街区三角点節点及び街区多角点節点並びに街区多角補助点(街区三角点節点及び街区多角点節点を捕捉することができる点であつて、市長が適当と認めるものをいう。以下同じ。)をいう。
- (3) 測量成果の謄本 測量成果(測量法第9条に規定する測量成果をいう。以下同じ。)を記載した書面の写しに原本証明をした書面をいう。

(公共基準点の使用承認)

第3条 公共基準点に係る測量標(測量法第10条第1項に規定する測量標をいう。)(以下単に「測量標」という。))及び測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、公共基準点使用承認申請書(様式第1号)(測量標及び測量成果を使用し、並びに測量成果の謄本の交付を受けようとする場合にあつては、公共基準点使用承認・謄本交付申請書(様式第2号))を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による測量成果の謄本の交付の申請があつた場合は、公共基準点使用承認書(様式第3号)及び測量成果の謄本を交付するものとする。
- 3 第1項の承認を受けた者は、測量標及び測量成果の使用を終了したときは、公共基準点現況調査報告書(様式第4号)により市長に報告しなければならない。

(街区基準点の包括使用承認)

第4条 市長は、滋賀県土地家屋調査士会(以下「調査士会」という。))に対して、測量標及び測量成果の包括使用承認(街区基準点に係るものに限る。)をすることができる。

- 2 調査士会は、前項の包括使用承認を受けようとするときは、あらかじめ街区基準点包括使用承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定による包括使用承認を受けることができる期間は、当該承認の日から1年以内とする。
- 4 市長は、第1項の包括使用承認をしたときは、調査士会に対し、街区基準点包括使用承認書(様式第6号)及び当該使用承認に係る測量成果の謄本を交付するものとする。
- 5 調査士会は、第1項の包括使用承認を受けたときは、毎月、街区基準点包括使用報告書(様式第7号)により使用の状況を市長に報告しなければならない。ただし、使用の実績のない月にあつては、この限りでない。

(近接工事)

第5条 測量標の付近において次に掲げる工事(以下「近接工事」という。)を施行する者は、当該近接工事が測量標の効用に及ぼす影響について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

- (1) 掘削底面端から45度の線内に測量標が設置されている構造物が入る掘削工事等
- (2) 車両及び重機等の振動が測量標に影響を及ぼす杭の打設及び杭の引き抜き等の工事のうち、測量標から杭、車両及び重機等までの距離が5メートル以下となる工事
- (3) その他測量標の効用に支障を来すと認められる工事

第6条 前条の協議により、当該近接工事が測量標の効用に支障を来すおそれがあると認められたときは、当該近接工事を施行する者(以下「施工者」という。)は、近接工事施工届(様式第8号)により市長に届け出なければならない。

2 前項の近接工事施工届には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図、平面図及び断面図(掘削位置と測量標との位置関係を明示したもの)
- (2) 写真(測量標、測量標周辺及び引照点を確認できるもの)

3 市長は、施工者から近接施工届の提出があったときは、当該近接工事の施工方法について条件を付すことができる。

(測量標の機能の保全)

第7条 施工者は、近接工事が完了したときは、速やかに工事完了報告書(様式第9号)を市長に提出し、検査を受けなければならない。

2 前項の工事完了報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 工事完了写真(測量標、測量標周辺及び引照点を確認できるもの)
- (2) 測量標の異常の有無が確認できる測量資料(着工前及び工事完了後が対比できる引照点図)

(測量標の一時撤去及び移転)

第8条 施工者は、近接工事の支障となるため測量標を一時的に撤去し、又は移転する必要がある場合は、市長と事前協議を行った後、公共基準点一時撤去(移転)承認申請書(様式第10号)により市長に申請し、公共基準点一時撤去(移転)承認書(様式第11号)による承認を受けなければ、当該近接工事に着手してはならない。

2 前項の公共基準点一時撤去(移転)承認申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図、平面図及び断面図(掘削位置と測量標との位置関係を明示したもの)
- (2) 写真(測量標及び測量標周辺の状況を確認できるもの)

(測量標の機能の回復)

第9条 施工者は、前条第1項の規定により測量標を一時的に撤去し、又は移転したときは、当該測量標の機能を回復させるために必要な措置を講じなければならない。ただし、第11条の規定により当該測量標に係る公共基準点を廃止する場合にあっては、この限りでない。

2 施工者は、測量標の機能の回復が完了したときは、速やかに、公共基準点機能回復完了報告書(様式第12号)に国土地理院の長の助言書に記載された成果等を添付して市長に提出し、検査を受けなければならない。

3 測量標の機能の回復は、大津市公共測量作業規程に規定する復旧測量の方法により行わなければならない。

(費用の負担)

第10条 前条の測量標の機能を回復させるための措置に要する費用（既設の測量標の取壊しの費用及び測量作業に要する費用を含む。）は、施工者の負担とする。

(公共基準点の廃止)

第11条 市長は、次に掲げる場合に該当するときは、公共基準点を廃止することができる。

- (1) 移転により新たな公共基準点が設置された場合
- (2) 測量標の機能回復が困難であると認められる場合
- (3) 廃止した場合における技術上の影響が、公共測量を実施する上で軽微と判断される場合（当該公共基準点が4級基準点、街区多角点節点及び街区多角補助点である場合に限る。）

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、公共基準点の一般的な取扱いと管理保全に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。